

宮城県戦略的の魅力発信事業 企画提案募集仕様書

1 委託業務の名称

宮城県戦略的の魅力発信事業

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

3 業務の目的

県内外に向けて観光、食、移住定住、震災復興、歴史、文化等、宮城の様々な魅力を総合・横断的に広報することで、県外者には宮城ブランドの向上、県内者には地元への愛着心の形成など、本県が持つ魅力の認知度向上により「宮城のファン」を獲得し、更には興味・関心を喚起することで具体の行動変容を図る。

延いては関係人口・交流人口の拡大を通して、将来に渡り活力あふれる宮城県を実現することを目的とする。

4 ターゲット層

県内外の全世代。ただし、10代～30代を中心とした若年層を特に意識すること。

5 委託業務の内容

上記3で定める目的を達成するため、以下の業務を行う。

メディアへのアプローチ活動を行い、宮城県をメディアで露出し、県の様々な魅力を幅広く発信するほか、デジタル・映像メディアでの配信を目的とした動画コンテンツの制作、適切な媒体への掲載を行い、主に若年層に向けた発信を行うこと。

また、媒体の選定に当たっては、より多くの層に訴求できるよう複数の媒体を活用する等工夫をし、その根拠とあわせて提案すること。

なお、業務の予算比率については、パブリシティ活動費や動画コンテンツの制作費、その他方策の費用のバランスを十分に検討すること。

(1) パブリシティ活動

イ 内容

メディアへのアプローチ活動を行い、全国向けのテレビ・雑誌・新聞・WEBなどのメディアにおいて、宮城県の露出を獲得すること。

ロ 注意事項

アプローチを行うテレビ番組、雑誌、新聞、WEB記事等については、媒体の閲覧者層等を考慮し、幅広く発信することを想定して選定すること。

(2) 動画コンテンツの制作

イ コンセプト等の立案

制作する動画コンテンツのコンセプトや構成、数量等を企画立案し、発注者に提案すること。コンセプトはターゲットと選定した媒体や本県の魅力の特性を踏まえ、効果的なものとする。また、ターゲットは4で指定した主なターゲット層からさらに宮城県に関心を持つ可能性の高い属性を設定すること。

ロ 内容

宮城県の誇る観光地、農林水産物、食、文化、自然、移住定住、震災復興等の中から、特定の分野に偏ることなく県事業にも関連した動画コンテンツを提案し、発

注者と協議の上、制作すること。動画コンテンツの公開にあたっては、発注者の確認及び承認を受けること。

ハ 動画制作における注意事項

(イ) 動画の尺は1分を目安とすること。

(ロ) 制作本数については、上記ロに記載の7つの分野から各1～2本程度と想定すること。

(ハ) 企画・構成・脚本の制作に当たっては、トレンドを意識し、著名人等の起用や脚本に工夫をこらす等、端的かつインパクトのある動画で多くの方に視聴・閲覧されるような構成とすること。

(ニ) 閲覧離脱防止のため、動画冒頭に、視聴者が引き込まれるような動画閲覧のインセンティブを端的に示すこと。

(ホ) 制作した動画は拡散性を考慮し、各種 SNS 等効果的な動画共有・配信サービスへアップロードすること。

(ヘ) 配信の際には、視聴者へのマーケティングや本事業で制作する他の動画への誘導など、動画の拡散に効果的な工夫を凝らすこと。また、広告等の配信などにより動画の閲覧数増加のための効果的な PR を行うこと。

(ト) 各事業担当部署が持つコンテンツとの重複や競合は避けるとともに、相互に活用、連携する等相乗性のある関係とすること。

(3) 多くの人に訴求するための方策

手段の一つとして、宮城県への興味・関心を深め、行動変容を促す企画を実施すること。実施に当たっては、一方向の発信ではなく、例えばターゲット側が利用・参加できるような、インセンティブを与える仕掛けや工夫を取り入れること。

<例>プレゼント企画、視聴者参加企画等

(4) 効果検証

本事業の成果を測定・検証するために効果的な指標を設定し、それに基づき効果検証を行うこと。

なお、設定した指標について、可能なものは目標数値も設定すること。

また、検証結果を適宜本業務の改善に活用すること。

(5) その他

イ パブリシティ活動については、露出を想定（アプローチ）する媒体や具体的な番組、コーナー等を提示し、露出の本数を設定すること。また、その選定理由と本数の根拠もあわせて提示すること。

ロ 動画コンテンツについては、コンテンツ制作数及び閲覧回数を設定すること。また、それぞれの算出根拠もあわせて提示すること。

ハ 上記イおよびロについて、設定する数値は意欲的かつ実現性のある値とすること。

ニ 制作した動画については、各種 SNS 他、県公式ホームページ『宮城十色』に掲載することとし、新たな WEB サイトの制作は求めない。

ホ 本事業に関して広告を掲載する際は、別紙3「宮城県広告掲載等基準」に準拠するとともに、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認すること。場合によっては公開を差し止める可能性がある。

別紙1

6 留意事項

- (1) 業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本事業にかかる経費は企画提案募集要領第2に記載の事業費から支出すること。
- (4) 本事業の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は県に帰属する。